

2022年（令和4年）1月20日

ご利用者各位

お願い

本日、新型コロナウイルス感染者が急拡大しているなか沖縄、広島、山口の3県その他、神奈川県など13都県が追加され「まん延防止等重点措置」が適用されました。

感染症拡大防止対策の徹底をお願いします。

一人ひとりが徹底用心!!

記

1. 基本的な対応の考え方

- 副市長通知「まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（通知）」に基づき対応することとし、「公園施設利用再開ガイドライン」等に基づく感染症拡大防止対策を徹底する。

2. 実施期間；令和4年1月21日（金）～まん延防止等重点措置が解除される日

3. 公園施設利用に係る対応

（1）利用について

- 感染防止対策を徹底した上で原則開館。
三密の回避や手指の消毒・マスクの着用などの基本的な感染防止対策の徹底。

（2）利用者への注意喚起

*別紙；「まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（通知） 副市長（令和4年1月20日）」

今後とも新型コロナウイルス感染症拡大防止に、ご理解とご協力をお願い致します。

本郷ふじやま公園弓道場

各区局・統括本部長

副 市 長

まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の 対応方針について（通知）

神奈川県が「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」に基づくまん延防止等重点措置の重点区域に指定され、神奈川県が本市を措置区域としたことを受け、本市としての対応方針を次のとおり定めます。各区局においては、以下の点に留意のうえ、市民利用施設等の運営及び会議・イベント等の計画を行ってください。

なお、本日をもって「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について」（令和3年11月22日総緊第1022号）は廃止します。

1 本市が所管する市民利用施設等

(1) 基本的な考え方

- ・業種別ガイドラインの遵守など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・施設を活用した集客イベント等が開催される場合には、主催者に対して「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針（令和4年1月19日）」の「イベントに対して」（以下「県実施方針」という。）に沿った対応となるよう協力を求めてください。

(2) 使用料等の全額返還について

下記に掲げる条件をすべて満たす場合には、いわゆるキャンセル料を徴収せず、事前に納付されていた使用料等の全額を返還することとします。

- ア 新型コロナ感染拡大防止を理由とする、
- イ 令和4年1月17日（月）以降にキャンセルの申し出があった、
- ウ 令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）までの利用に関するもの

2 本市が主催するイベント等

- ・本市主催の会議、イベント等については、原則として中止又は延期してください。
- ・やむを得ず行う場合には、感染防止対策を徹底した上で、縮小して実施することを検討してください。なお、この場合には県実施方針を厳守してください。

3 実施期間

令和4年1月21日（金）※～まん延防止等重点措置が解除される日

※ 準備ができた施設・イベントから順次実施

事務連絡

令和4年1月20日

指定管理者各位

環境創造局

公園緑地管理課長

まん延防止等重点措置期間における公園施設利用の考え方について（通知）

本日（1月20日）、横浜市新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、まん延防止等重点措置期間における市民利用施設の運営及びイベント等について、市の基本的な方針が示されましたので、各指定管理者におかれましては、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 基本的な対応の考え方

- ・副市長通知（「まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（通知）」令和4年1月20日 総緊第1188号）に基づき対応することとし、「公園施設利用再開ガイドライン」等に基づく感染症拡大防止対策を徹底する。
- ・施設を活用した集客イベント等が開催される場合には、主催者に対して「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針（令和4年1月19日）」の「イベントに対して」（以下「県実施方針」という。）に沿った対応となるよう協力を求める。

2 実施期間

令和4年1月21日（金）※～まん延防止等重点措置が解除される日

※ 準備ができた施設・イベントから順次実施

3 公園施設利用に係る対応

(1) 利用について

感染防止対策を徹底した上で原則開館

(2) 利用者への注意喚起

- ・利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

(3) 予約済利用者の対応

- ・ 令和4年1月17日（月）以降にキャンセルの申し出があった場合、令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）までの利用分については、キャンセル料を徴収せず、事前に納付されていた使用料等を全額返金する。
- ・ 全額返還については、まん延防止等重点措置が途中で解除された場合でも、令和4年1月17日（月）から解除までの間に利用取消申請があったときは、令和4年2月13日（日）分の利用枠まで対象とする。

(4) その他

- ・ 施設を利用した集客イベント等の開催基準の制限等については、「4 行為許可によるイベント等への対応」に基づき対応
- ・ 管理許可施設も指定管理施設と同様の対応
- ・ 飲食店等については「県実施方針」の「まん延防止等重点措置の内容」のとおりとする。

4 行為許可等によるイベントへの対応

- ・ 収容率や人数上限の要件については、「県実施方針」の「イベントに対して」のとおりとする。
- ・ 予約済利用者のキャンセルの扱いについては、3(3)と同様とする。
- ・ 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業種別ガイドラインを遵守する。

5 利用者への周知

- (1) 本通知の趣旨を踏まえ、ホームページ及び公園の掲示板等での周知徹底をお願いします。
- (2) 引き続き、多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園、動物園などは看板を掲出するなどして注意を喚起してください。
- (3) 駅前や繁華街に近い公園などでは、集団による飲酒が感染リスクを高めることから、必要に応じて看板を掲出するなど注意を喚起してください。
- (4) 利用者への説明に際しては上記の趣旨を踏まえた丁寧な説明をお願いします。

6 その他

「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえ改定し、別途通知しますので併せて御確認ください。

担当 公園緑地管理課 船山 井上
電話 671-2643